

「那覇市プレミアム付商品券事業委託業務」の想定質問について

那覇市 経済観光部 商工農水課

1. 商品券について

No	質問内容	質問回答
1	商品券の発行単位について、500 円、1,000 円など市の指定はあるか。	指定はなく、提案によるものとしている。仕様書 5-(3)-③参照。
2	プレミアム率の下限はあるか。	下限を明確に設けてはいないが、事務経費、プレミアム分に対する魅力、全市民が利用しやすい等、総合的に考えたうえでプレミアム率は提案によるものとする。
3	商品券の申込又は販売開始時期は3月末と記載があるが、電子と電子に代わる商品券の販売開始時期が異なってもいいか。	どちらかが先行して発売できるのであれば異なっても構わないが、別紙1 企画提案書作成要領イ-(1)-⑤で示す業務全体のスケジュールにて開始可能な日程を提案すること。
4	電子商品券に、QRコード決済は含まれるか。	QR コード決済方式も含め、提案によるものとする。ただし、事後還元方式(いわゆるキャッシュバック)は本事業の対象外となることは留意すること。
5	商品券申込又は販売開始は3月末とのことだが、終了はいつか。	本事業は、完了報告、清算等は8月末までにすべてを終える必要がある。そのスケジュールを鑑み、たうえで商品券の使用期間については、提案によるものとする。
6	商品券の販売方法は抽選を想定しているか。	一次販売では購入を希望する全市民に商品券が行きわたる販売方法を提案すること。また二次販売等での抽選販売は提案によるものとする。
7	商品券の一人当たりの販売上限額はどの程度か。	契約後に協議の上、決定する。
8	紙商品券の紙厚やホログラムの可否等印刷仕様の指定はあるか。	仕様書 5-(3)-⑧で示す対策を講じたうえで、提案によるものとする。
9	商品券の二次販売等の開始は、いつごろを想定しているか。また、二次販売等を実施する場合、電子商品券及び電子に代わる商品券の発行が必要か。	二次販売は必要になってくると考えており、商品券の二次販売等の販売スケジュールについては提案によるものとする。二次販売等の追加販売においては、電子商品券のみの発行とすること。

10	二次販売等で電子商品券の売れ残りが ある場合はどうするか。	プレミアム分の予算残額が生じないように、対応 及び対策を提案すること。
----	----------------------------------	--

2. 販売対象について

No	質問内容	質問回答
1	広く市民が活用できるものとする こと。と記載があるが、商品券の 対象者は那覇市民のよろしいか。	商品券の購入対象者は那覇市民のみとする。
2	「同一人による買い占め防止の 対策」と記載があるが、身分証明 書と住民基本台帳等との突合で、 重複購入を防ぐ対策は必要か。	住民基本台帳等との突合は不要。 身分証明書等の確認程度を想定 している。電子の場合はデータの 洗い出し等、基本的なチェックを 行うことを想定してる。
3	電子商品券、電子に代わる商品券 ともに、購入者は那覇市民のみに 限定する必要があるか。	商品券の購入対象者は、商品券の 種類に問わず那覇市民のみとする。
4	購入できる「市民」を本事業でど う定義しているか。住民基本台帳 等との突合は必要か。	購入申込時に本市に住民登録があ ること。住民基本台帳等との突合 は不要。

3. その他

No	質問内容	質問回答
1	「事務局は、契約締結後 10 日 以内に開設するもの」とあるが、 事務局をどこまで準備できている ことを想定しているか。	①本事業担当責任者の配置 ②市との調整が行える体制 ③事業者等からの問い合わせに 対応できる体制の構築
2	市の公式 LINE にてアンケートの 取得や抽選申込みを行うことは可 能か。	本市の公式 LINE を活用して事業 の周知・広報等は可能だが、アン ケートや抽選は不可となる。
3	参加店舗は、原則として電子と電 子に代わる商品券の両方対応がで きないと参加店舗として認められ ないか。	原則として両方の対応が望ましい が、困難な場合には片方の対応 でも可とする。
4	利用者、利用店舗を関連付けた 実態は全数必要か。サンプリング 数でもいいか。	利用店舗の実績や業種別実績等 は効果測定のために全数必要と なる。利用者の消費行動等の実 態はサンプリングでも可とする。
5	事務局及びコールセンターは、 那覇市内もしくは沖縄県内に設 置が必須か。	事務局は市民や参加店舗に関す る業務や緊急対応等を想定すると 県内が望ましい。コールセンター については、仕様書で示す業務 の遂行及び事業目的を達成でき るのであれば設置場所は問わな い。

6	換金頻度の目安はあるか。	提案によるものとするが、仕様書 5 - (5) -③に記載のとおりとする。
7	加盟店募集開始はいつからか。	参加店舗の選考基準を市と協議のうえ決定後、募集開始とする。
8	参考として前回の加盟店（R3実施店舗）はリストとしてもらえるのか。	店舗名のリストは提供可。
9	「めんそーれ那覇市観光条例～市が指導等を行っている店舗」と記載があるが、店舗情報は市から提供があるのか。	参加店舗の選考基準を市と協議を行う際に、指導を行っている店舗情報の提供を考えている。
10	履行期間が予定となっているが、契約はどのようなになるのか。	本事業は国庫補助事業であり令和6年度へ繰越の承認が決定するのは令和5年度末を予定としている。契約については、受託事業者とは一旦令和6年3月31日までの契約を結び、国からの繰越承認が決定次第、令和6年8月31日までの変更契約を締結することを想定しています。
11	「市民全戸に対してチラシ配布等による周知を行うこと。」と記載があるが、住民基本台帳を活用して周知するのか。	周知において、住民基本台帳の活用は想定しておりませんが事業者提案により通知書送付等、住民基本台帳を活用する場合は別途協議いたします。